

いじめ防止等のための学校基本方針

1	いじめの防止等の対策の基本的な考え方	・・・ P 1
2	学校の取組方針及びその内容	
(1)	いじめの防止等の対策のための組織について	・・・ P 2
(2)	いじめの未然防止のために	・・・ P 2
(3)	いじめの早期発見のために	・・・ P 3
(4)	いじめに対する措置のために	・・・ P 3
(5)	重大事態への対処のために	・・・ P 4
(6)	家庭・地域・関係機関等との連携のために	・・・ P 4
別添1	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	・・・ P 5
別添1ー2	いじめ防止対応指導マニュアル	・・・ P 6
別添2	いじめ防止年間指導計画	・・・ P 7
別添3	いじめ重大事態発生時の対応の流れ	・・・ P 8

令和5年4月改定

丹波市立久下小学校

いじめ防止等のための学校基本方針

学校名（ 丹波市立久下小学校 ）

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(法第2条)において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。さらに、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 具体的ないじめの様態 (例)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われている事が多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行、恐喝、教養等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より)

(4) いじめ防止の基本姿勢

本校では、「いじめは重大な人権侵害事象である」という認識を共有し、「いじめ防止対策推進法」や国や県、市の「いじめ防止基本方針」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの未然防止及び早期発見、再発防止のために次の6つの基本姿勢で取り組む。

- ① 「いじめをしない、させない、許さ(見過ごさ)ない」という土壌をつくる。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめは、人として絶対に許されない」という強い信念を共有し、教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめ事案を認知したときは、「いじめ対応チーム」により、組織的に対応する。
- ⑤ 学校評価のPDCAサイクルに基づいて取組を検証、改善する。

- ⑥ 保護者・学校運営協議会・地域・関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ対応チーム（法第22条等）の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、いじめ対応チーム（生活指導委員会）が学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を図る。

いじめを認知した時は、管理職の指示により、いじめ対応チーム会議（構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、児童支援教員、不登校担当教員、当該学級担任、スクールカウンセラー等）を設置し、いじめの対応にあたる。また、その設置について地域・保護者に広く周知する。

(2) いじめの未然防止のために

いじめを未然に防止するためには、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりができる多様な体験活動を全校挙げて取り組む。また、一人ひとりを大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせるとともに、自己有用感を高め自尊感情を育むよう努める。一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

1) 児童に対して

- ・ 基本的な生活習慣や学習規律、学校生活のきまりなどの指導を低学年から徹底する。
- ・ 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚と自信を高め、居場所のある学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・ 一人ひとりを大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 「いじめは、人として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・ いじめを見て見ぬふりをするのは、「是認の観衆」や「黙認の傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

2) 教職員

- ・ 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・ 児童同士、児童と教員が望ましい人間関係を築き、それぞれの役割を自覚し、児童一人ひとりが自己実現を図れるような学級経営に努める。
- ・ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職等への報告、連絡、相談により、組織的な対応を心掛ける。
- ・ 教職員用の研修資料等を活用して、いじめ防止に関する校内研修を実施する。

3) 学校

- ・ 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくるために、より多くの人と多様な交流体験をさせる教育課程（ふるさと教育）を創造する。
- ・ 年3回の「ふれあい月間（6・11・2月）」時に、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態

把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め指導力の向上に努める。

- ・校長をはじめ全職員が、全校朝会等でいじめに関する講話に参加し、「いじめは、人として絶対に許されない」との人としての基本と、いじめに気づいたときは、「止めたり、他の者に知らせたり」する人としての在り方を児童にわからせる。
- ・担任外の職員を含め、スクールカウンセラーや保健室、養護教諭の役割を知らせ、いつでも誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会活動等の児童自身の手による取組を促す。
- ・いじめの未然防止の取組を大切に、定期的に点検、検証し、計画的、体系的にPDCAサイクルに基づく取組を継続させる。

4) 保護者、地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題に関する情報を発信（学校便り・学級通信・学校HP・オープンスクール・自治振興会開催の諸行事・人権参観日・PTA講演会等）して、いじめ防止の意識と理解を深め協力が得られる信頼関係を築く。

(3) いじめの早期発見に向けて（法第16条等）

- ・「いじめは、どの児童、学級・学校でも起こり得る」という認識に立ち、全教職員で児童を見守り、おかしいと気づいたことをいじめ対応チーム（生活指導委員会）が窓口となり情報を共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、いじめ対応チーム会議を開き、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・全校一斉のアンケートを年3回、必要に応じて行うアンケートや日々の日記指導等により、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・学校の願いを保護者や学校運営協議会、地域に伝え、相互の信頼と連携を深め早期発見し早期解決につなぐ。

(4) いじめの早期解決に向けて（法第23条等）

- ・いじめ問題を発見したときには、「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別添1）」に基づき問題の対応・解決にあたる。
- ・確認情報収集を綿密に行い、事実確認と個人情報、プライバシーには、細心の注意を払いながら、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。ネット上の不適切な書き込みが認知された時は、丹波市教育委員会をはじめ関係機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取り指導を行っていく。

(5) 重大事態への対処のために

「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、事案発生並びに調査結果報告を丹波市教育委員会を通して市長に報告すると共に関係機関との連携により指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、丹波警察署へ通報し対応等の相談・協力を要請する。

【重大事態の定義】

- I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- ・児童生徒が自殺を考え実施しようとした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態として捉える必要がある。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・有事の危機管理対応として、普段から学校の情報公開に努め、日々の学校活動の中で信頼関係を築くことに励む。
- ・関係機関の警察や、丹波市立教育支援センター等と連携を密にして問題解決に向けて取り組む。

(7) 資料の保管について

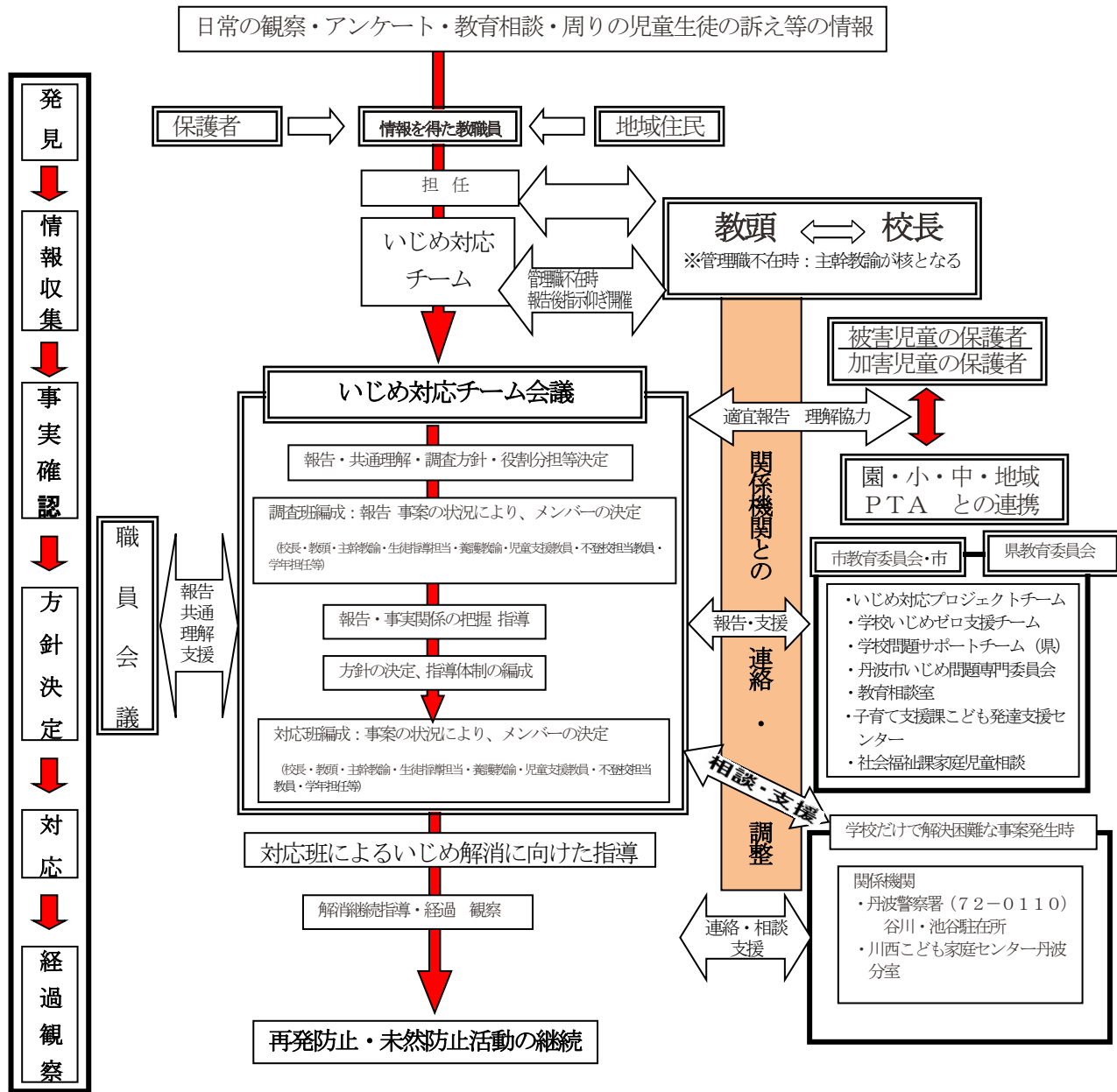
- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。ただし、校長が必要と認めた場合は保管の期間を延長する。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ・保管年限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

一学校組織対応の基本と流れ一

いじめを認知した場合は、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱えこみ、配慮にかける対応等により、児童をつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった初期対応の不十分さを避けるためにも、いじめ対応チームによる会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

- ・いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識がずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。



一生命又は身体のおびやかされるような重大な事案が発生した場合一

- ・速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。
- ・管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

別添1-2 いじめ防止対応指導マニュアル

○学校全体での取組

いじめ状況		児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)	
①いじめ未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○凡事徹底を重視する。 ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる取組(道徳・特活・総合)と共に気軽に相談できる関係を築く。 ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)や関係改善のスキルを身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○友だちと一緒に奉仕体験活動や多様な体験活動に取り組み、助け合いの充実感を味あわせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てること。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行うこと。 ○友だちの気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに教えること。 ○地域での様々な体験や自治会等の諸行事に参加させ、親子の触れ合いや集団の一員としての自覚や自信を育ませること。 	
②いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケート、日記指導を通して児童の実態把握に努めるとともに、休み時間や放課後等を利用して児童との対話から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等こまめにチェックがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶を含め子どもとの対話をできるだけ多くもてるように、家庭対話の日などを開催していく。 ○服装等の汚れや乱れに気を配ること。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察すること。 ○悩みはいつでも親と相談できるような雰囲気、普段から作っておくこと。 	
③いじめの早期対応に関すること	1 暴をうじの場合 力伴い側	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話を傾け、事実や心情を聞くこと。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらうこと。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くこと。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をすること。
	2 暴をわい合 力伴ない側	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せること。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力すること。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くこと。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をすること。
	3 行がえく場合 為見ない側	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せること。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力すること。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くこと。
直接関係のない者		<ul style="list-style-type: none"> ○観衆や傍観することもいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の説明と対応に理解と協力を示す。 ○いじめに気付いた時、観衆や傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう子どもを育てること。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てること。 	

○地域・家庭との連携

①各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に!」頑張った時は「褒めることのできる親に!」を合い言葉に、意識させる。 ○保護者の存在者が大きく影響することを伝え、家族みんなで子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めてもらう。
②地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○「挨拶日本一運動」を地域でも実践して、子どもたちと顔見知りになり、児童の様子について学校や家庭とつなぐ。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかける。

別添2 いじめ防止年間指導計画

時期	「いじめ対策委員会」の取組	その他、全職員等での取組
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】いじめ対応チーム（生徒指導委員会）発足 いじめの未然防止への取組内容の検討 ・【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討 ・【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ・【5月】教育相談の取組内容検討 ・【6月】第1回いじめアンケート実施と指導改善 ・【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討 ・【8月】いじめ・暴力防止市民フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】春休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） 関係機関の担当者の把握 児童会による取組活動 ・【4月】学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会） ・【6月】教育相談後の情報交換（研修会） ・【7月】夏休みに向けて児童の様子について情報交換（職員会議）
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【9月】夏休み中の児童の問題行動の反省と2学期の取組の検討 ・【10月】人権週間の取組内容の検討 ・【11月】第2回いじめアンケート実施と指導改善 ・【12月】子どもの人権月間（虐待・体罰・いじめ指導） 2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ・【10月】PTA・地域との連携（人権講演会） ・【11月】いじめ・暴力ゼロ市民運動強化月間 ・【12月】教育相談後の情報交換（研修会） 冬休みに向けて児童の様子について情報交換（職員会議）
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】教育相談の取組内容検討 ・【2月】第3回いじめアンケート実施と指導改善 3学期の取組の反省と来年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ・【2月】教育相談後の情報交換（研修会） ・【3月】1年間の振り返りと来年度に向けての課題を共通理解 春休みに向けて児童の様子について情報交換（職員会議）
常 時 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チーム（生徒指導委員会）の定例化 ・毎月の職員会議で児童についての情報交換により、チーム久下の組織連帯強化 ・事例研修 ・複数指導による児童の実態把握 ・学校朝会や一斉下校時の指導 ・児童の一日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（月1回、学級活動） ・児童会活動の活性化（縦割り班活動） 	

いじめ重大事態発生時の対応の流れ

丹波市立久下小学校

